

# オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和7年9月9日

分任支出負担行為担当官代理  
近畿農政局東近江農地整備事業所庶務課長  
五寶 真

## 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 支柱外4件購入
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和7年10月24日
- (4) 納入場所 近畿農政局東近江農地整備事業所

## 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において契約の種類「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の物品の販売登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

## 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 電子媒体による交付場所
  - ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
  - イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>
- (2) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先  
〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町 11-24  
近畿農政局東近江農地整備事業所 庶務課経理係 真部  
電話 0748-36-3980

## 4 見積書の提出場所及び期限

- (1) 見積書の提出場所  
上記3(1)ア または 3の(2)に同じ
- (2) 見積書の提出期限

令和7年9月16日9時から令和7年9月22日17時まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の（2）宛てに持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格審査結果通知書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

また、電子調達システムによる場合は、見積内訳書（別紙様式1-2）を添付すること。

## 5 見積合わせの日時及び場所

### （1）日時

令和7年9月24日 11時00分から

### （2）場所

近畿農政局東近江農地整備事業所 小会議室

## 6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様等に対する質問がある場合は、令和7年9月11日15時までに電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

（1）提出先：higashioumi\_shomuka@maff.go.jp

（2）メール件名：支柱外4件購入質問について

（3）メール本文への記載事項：件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参で上記3の（2）あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。

回答は令和7年9月16日に近畿農政局ホームページに掲載する。

## 7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局東近江農地整備事業所オープンカウンター方式実施要領による。

### お 知 ら せ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

[https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0106> をご覧下さい。